JA共済満期金 定期貯金

令和5年4月3日月▶令和6年3月29日金



店頭表示金利

JA東京みどり キャラクター **みーどりん**

※預け入れ時の金利を適用します。

※取扱期間中の金利情勢等諸事情により、取扱の中止・金利の見直しをする場合がございます。

ご利用いただける方 JA共済満期金受取後1年以内の方

スーパー定期貯金 〈単利型〉

大口定期貯金

預入金額 JA共済満期金の範囲内

特別配当金対象になります

預入期間 1年(自動継続・証書式)







商品概要説明書

JA共済満期金定期貯金

(令和5年4月3日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 愛称: J A共済満期金定期貯金「満期金プラス」
2. 取扱期間	・令和5年4月3日(月)~令和6年3月29日(金)
3.ご利用いただける方	JA共済満期金受取後1年以内の方
4. 期間	・定型方式1年(自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式・1,000万円未満(JA共済満期金内)・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
 7.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法 8.手数料 	・預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に年0.02%を上乗せした 利率)を満期日まで適用します。自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を当 該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
9. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満解約日における普通貯金利率・6か月以上1年未満約定利率×50%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,00 0万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまして は、当JA支店または本店信用共済部(電話:042-535-10 61)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図り

> また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、 苦情等を受け付けております。

紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護 士会を利用することができます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会	03-3581-0031	月~金(祝日、年	9:30~12:00
紛争解決センター	03-3581-0031	末年始を除く)	13:00~15:00
第一東京弁護士会	03-3595-8588	月~金(祝日、年	10:00~12:00
仲裁センター	03-3999-6966	末年始を除く)	13:00~16:00
第二東京弁護士会	02 2501 2240	月~金(祝日、年	9:30~12:00
仲裁センター	03-3581-2249	末年始を除く)	13:00~17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京 三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し 出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地 域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議 システム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管し ます。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもので はありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東 京三弁護士会にお問い合わせください

13. その他参考となる 事項

- ・特別配当金の対象になります。
- ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により 計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京みどり

商品概要説明書

JA共済満期金定期貯金〈大口〉

(令和5年4月3日現在)

- 	L
1. 商品名 (愛称)	・大口定期貯金 愛称:JA共済満期金定期貯金「満期金プラス」
2. 取扱期間	· 令和5年4月3日(月)~令和6年3月29日(金)
3.ご利用いただける方	・JA共済満期金受取後1年以内の方
4. 期 間	・定型方式 1年(自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式・1,000万円以上 JA共済満期金内・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・預入時の約定利率 (大口定期貯金の店頭表示利率に年0.02%を上乗せした利率) を満期日まで適用します。自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税
(5)金利情報の入 手方法	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もつとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率一約定利率×30% C 約定利率一(基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率一約定利率×30% B 約定利率一(基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数) 預入日数
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,00 0万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまして は、当JA支店または本店信用共済部(電話:042-535-10 61)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図り

> また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、 苦情等を受け付けております。

紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護 士会を利用することができます。

受付日 電話番号 受付時間 東京弁護士会 月~金(祝日、年 9:30~12:00 03-3581-0031 紛争解決センター 末年始を除く) 13:00~15:00 第一東京弁護士会 月~金(祝日、年 10:00~12:00 03-3595-8588

仲裁センター 末年始を除く) 13:00~16:00 第二東京弁護士会 月~金(祝日、年 9:30~12:00 03-3581-2249 仲裁センター 末年始を除く) $13:00\sim17:00$

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京 三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し 出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地 域で手続を進める方法もあります。

・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議 システム等により、共同して解決に当ります。

・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管し ます。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもので はありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東 京三弁護士会にお問い合わせください

13. その他参考となる 事項

- ・特別配当金の対象になります。
- ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により 計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京みどり